

# 平成維新東京・運営細則

## 2. 予算決算の立案。

第28条 (傍聴) 運営会議は、公開を原則とし、傍聴者の出席を認める。

第29条 (議事録) 運営会議議事録は、速やかに会報誌等で公開する。

### 第3節 総会

第30条 (総会) 代表は、必要に応じ総会を開催する。

ただし、次に定める場合は、3か月以内に、これを開催しなければならない。

1. 役員の任期満了時。
2. 会計年度終了時。
3. 運営会議の要請。
4. 全会員の10分の1の要請。

第31条 (責任者) 総会の責任者は、代表とする。

ただし、代表は、出席者の同意を得て議長を選任できる。

第32条 (構成員) 総会の構成員は、会員とする。

第33条 (議決事項) 総会は次の事項を議決する。

1. 本会則の改廃議決、および承認。
2. 予算決算の議決、および承認。
3. 代表の選出。
4. その他、本会に必要な事項。

## 第六章 会計、及び会計監査

第34条 (活動費) 本会の活動に要する費用は、会費、及び寄付金から支弁する。

第35条 (予算) 本会の予算は、毎会計年度の開始前に代表が編成し、運営会議に提出しなければならない。

また、運営会議は予算案を作成し、総会において承認を得なければならない。

第36条 (決算) 本会の決算は、会計年度終了後に、活動報告書とともに、会計監査人の意見を付して、総会において、承認を得なければならない。

第37条 (負担義務) 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利を放棄しようとするときは、運営会議の議決を経なければならない。

第38条 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年7月1日より、翌年6月30日に終わる。

第39条 (会計監査) 本会に、会計監査人を置く。

ただし、その選任方法は、本会運営細則に定める。

### 二 会計監査人は、次の職務を行う。

1. 本会の会計の状況を、監査する。
2. 会計の状況、または業務の執行に疑義があることを発見したときは、総会で報告する。

## 第七章 会報、及び会員名簿

第40条 (会報) 本会は、会報誌を原則として、毎月1回発行し、会員に配付する。

第41条 (名簿) 本会は、特に匿名希望を申し出た者を除いて、会員名簿を作成し、その氏名を、運営会議、及び本会会報誌等において、適宜配付・掲載する。

## 第八章 細則

第42条 (細則) 本会則に準ずるものとして、本会運営細則、及び推薦細則を定める。

第43条 (改廃) 本会細則の改廃は、運営会議で決定する。

## 第九章 会則の変更、並びに解散

第44条 (変更) 本会則は、総会において、3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

第45条 (解散) 本会の解散には、総会において、4分の3以上の議決を要する。

1項 (会費) 年会費は、3,000円とする。

2項 (代表選挙) 代表選挙の方法は、総会前に運営会議で協議する。

3項 (区割) 地域の区割りは当分の間、旧衆議院選挙区分けの1～11区とする。

ただし、区割りの変更は当該地域会員の申し出により、運営会議で決める。

4項 (エリアマネージャー選挙) エリアマネージャーは、当該地域会員の互選により選出する。ただし、エリアマネージャーが実質上欠員となった場合は、暫定的に、運営会議が指名した者を、当該地域のエリアマネージャーとする。

5項 (会計監査人選任) 会計監査人の選任は、総会前に運営会議で協議する。

6項 (会議開催方法) 本会各会議の開催方法は以下の通りとする。

1. 責任者が構成員を招集して会議を開催し、議長をつとめる。
2. 責任者が構成員宛の書面(電子メールを含む)によって会議を開催する。

7項 (会議議決方法) 本会会議が、運営細則6項の1に定められる方法で開催された場合、議決方法は以下の通りとする。

1. 運営会議は、構成員の3分の2以上、総会においては、会員の10分の1以上が、出席しなければ開くことができない。

ただし、書面等をもって他の出席者に委任した者についてはこれを出席者とみなす。

各会議の議事は出席構成員の過半数(本会会則の改廃、及び本会解散の議決を除く)をもって決し、可否同数のときは責任者の決するところに従う。

8項 (会議議決方法) 本会会議が、運営細則6項の2に定められる方法で開催された場合、議決方法は以下の1による。

ただし、予めその会議において議決した場合には、以下の2も採用できる。

1. (正式投票) 各会議の責任者は、投票期間、および議事を明示したうえで、書面(電子メールを含む)による投票開始宣言を行い、会議の構成員の過半数の賛成をもって決する。

責任者の票を加えても、投票期間中に過半数に達しない議事は廃案となる。

投票期間は、1週間以上、1カ月以内とする。

2. (簡易承認投票) 各会議の責任者は、投票期間、および承認案件を明示したうえで、(電子メールを含む)による承認議事開始宣言を行う。

投票期間中に、反対投票がなければ、承認案件成立とする。

投票期間は、1週間以上、1カ月以内とする。

二 各会議の責任者は、運営細則8項の2による簡易承認投票によって承認された案件を、運営細則6項の1の方法によって開催される次の会議に報告しなければならない。

三 運営細則8項の2による簡易承認投票を採用している会議の構成員は、1週間以上に渡って書面(電子メールを含む)による連絡が、途絶えたと予想される場合においては、会議の責任者に通信途絶の届けを出すことができる。

通信途絶の届けの提出者が、構成員の3分の1を越えている期間中は、簡易承認投票を行うことはできない。

9項 (特別委員会) 特別委員会の設置、改廃、及び構成員は、運営会議で協議する。